

9月に入り、まだ残暑の厳しい日もありますが、朝夕の風に少しずつ秋の気配を感じる頃となりました。虫の声や秋の空など、身近なところにも季節の移り変わりが感じられます。一方で、台風の発生も多く、天候が不安定になりやすい季節でもあります。夏の疲れも出やすい頃ですので、体調に気を付けてお過ごしください。

遺産分割前の相続預金の払戻し制度

口座名義人が亡くなられ、口座名義人の預金（相続預金）が遺産分割の対象となる場合には、遺産分割が終了するまでの間、相続人単独では相続預金の払戻しを受けられないことがあります。このため、遺産分割が終了する前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払いなどのためにお金が必要となった場合に、相続預金の払戻しが受けられるよう、平成30年7月の民法等の改正により、相続預金の払戻し制度が設けられました。

この制度では、相続預金のうちの一定額については、お取引金融機関窓口で払戻しを受けられます。

【注意事項】

- ・制度利用には、所定の書類が必要となり、書類提出後、相続預金の払戻しまでには、内容の確認等のため一定の時間を要します。
- ・遺言相続のためこれらの制度を利用できない場合などもありますので、お取引金融機関にお問い合わせください。
- ・これらの制度により払い戻された預金は、後日の遺産分割において、払戻しを受けた相続人が取得するものとして調整が図られることになります。

【改正民法で設けられた2つの払戻し制度】 ～全国銀行協会遺産分割前の相続預金の払戻し制度より～



家庭裁判所の判断により払戻しができる制度

- 家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申し立てられている場合に、各相続人は、家庭裁判所へ申し立ててその審判を得ることにより、相続預金の全部または一部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合に限られます。

単独で払戻しができる額

= 家庭裁判所が仮取得を認めた金額



家庭裁判所の判断を経ずに払戻しができる制度

- 各相続人は、相続預金のうち、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に以下の計算式で求められる額については、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店）からの払戻しは150万円が上限になります。

単独で払戻しができる額

= $\frac{\text{相続開始時の預金額}}{\text{（口座・明細基準）}} \times \frac{1}{3} \times \text{払戻しを行う相続人の法定相続分}$

（例）相続人が長男、次男の2名で、相続開始時の預金額が1口座の普通預金600万円であった場合
長男が単独で払戻しができる額 = $600\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$

【制度利用の際に必要な書類】

家庭裁判所・・・①家庭裁判所の審判書謄本（審判書状確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書も必要）②預金の払い戻しを希望される方の印鑑証明書

家庭裁判所の判断を経ずに払戻しができる制度・・・①被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書（出生から死亡までの連続したもの）②相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書③預金の払戻しを希望される方の印鑑証明書



通院費の申告～医療費控除が使える支出

ケガや病気の治療にかかった費用を所得から差し引ける医療費控除は、診察代や薬代以外に、**通院のための交通費も対象**となります。

ただし、差し引けるのは、あくまで治療を受けるために必要な支出だけで、例えば単なる風邪の治療のためにタクシーを使って行ったり、近所に病院があるのにわざわざ遠方の病院に遠出したりするケースでは、控除対象とは認められません。逆に、遠隔地の病院への交通費であっても、特定の病院でしか治療できないような難病であれば交通費は控除対象となります。

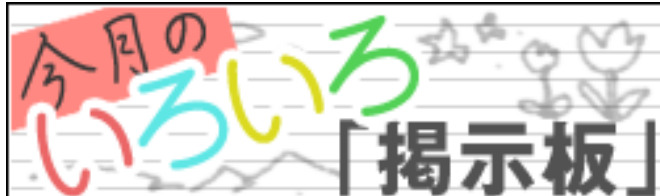
とはいえ、治療に直接必要だという証拠がないと医療費控除の対象として認めてもらえないのかという点、そこまで厳密な証明が求められているわけではありません。

交通費は領収書のないものも多いため、国税庁の税に関するQ & Aでも、「**家計簿などに記録するなどして実際にかかった費用について明確に説明**できるようにしておいてください」と説明されています。

通院履歴なども保存しておいて、交通費がかかった日時と通院日時を照らし合わせられるようにしておくと、なおよいと思います。

ちなみに、通院費が医療費控除の対象として認められるのは、本人のみが原則となります。

例外として、患者の年齢や病状からみて「患者を一人で通院させることが危険」と認められれば、付添人の通院費も控除対象に含まれることが認められています。



〈ランチ補助が 7500 円に拡大〉

2026 年度税制改正で、福利厚生費のうち、従業員への食事補助の非課税限度額が大幅に引き上げられました。これまで月額 3500 円だった会社負担の上限が、**月額 7500 円**に拡大されました。

社員食堂での食事や弁当の支給といった**現物支給**が対象となり、**従業員負担額は食事価額の 50%相当額以上**であることという要件を満たす必要があります。

残業や夜間勤務時の夜食に扱いについては、従業員に対し会社が無料で弁当を支給したり出勤を取ったりする「現物支給」の夜食代は、そもそも**全額が非課税**となります。通常のランチとは異なり、業務の必要性から、支給されるものと考えられるため、従業員に半額を負担させる必要も、月額 7500 円という上限枠を気にする必要もありません。ただし、これが弁当などの現物を支給するのではなく、夜食代として現金を渡す場合は原則として、給与として課税されます。

とはいえ、深夜勤務などで現物の支給が困難な場合に限り、**1 食当たり 650 円以下の現金支給であれば非課税**として扱われる特例もあります。

この特例も、以前は 1 食 300 円以下でしたが、26 年度改正によって引き上げられました。



今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A 型	B 型	O 型	AB 型
9 月は夏の疲れが出やすいため、体調管理と身の回りの整理整頓を意識すると運気が安定します。	自分の直感を信じて行動することが幸運のカギとなります。休息の時間も意識して確保しましょう。	新しい出会いや協力者に恵まれやすい月です。聞き手に回る時間を作ると、信頼関係が気づけます。	外に目を向けるよりも、じっくりと自分と向き合う時間を充実させることで運気が上がるでしょう。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp 🌐 <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。